

青森労働局からのお知らせ

令和6年6月

業務改善助成金の概要、活用事例について

- 事業場内最低賃金を時間額 30 円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その費用の一部を助成する制度です。
- 設備投資等の事業実施計画を作成の上、事前の交付申請が必要です。（交付申請期限：令和6年12月27日）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内であることが必要です。
- 事業場（支店、工場等）が複数ある場合、事業場ごとの申請となります。
- 助成上限額（賃金引上げ額ごと）は、次のとおりです。

<助成上限額（金額単位：万円）>

	A. 30円コース	B. 45円コース	C. 60円コース	D. 90円コース
上 限 額	① 30(60)	① 45(80)	① 60(110)	① 90(170)
	② 50(90)	② 70(110)	② 90(160)	② 150(240)
	③ 70(100)	③ 100(140)	③ 150(190)	③ 270(290)
	④ 100(120)	④ 150(160)	④ 230	④ 450
	⑤ 120(130)	⑤ 180	⑤ 300	⑤ 600

（注1）上記①～⑤は、賃金引上げ対象労働者数ごとの上限額。

①→1人、②→2～3人、③→4～6人、④→7人以上、⑤→10人以上（注2）

（注2）上記⑤は、特例事業者（事業場内最低賃金額 950 円未満等）のみ適用。

（注3）カッコ内金額は、事業場規模 30 人未満の場合のみ適用。

- 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

（「業務改善助成金」でも検索可能）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

<令和5年度の主な活用事例>

	業種	設備投資等の内容	導入の効果
1	医療、福祉	栄養管理ソフトウェア（高齢の施設入所者向け給食用）	栄養管理ソフトウェアの導入により給食の栄養管理が自動化し、栄養士の労働時間短縮と入所者の健康増進が実現した。
2	クリーニング店	POS レジシステム（取次店舗用）	POSレジシステムの導入により、受付精算作業の効率化と売上額管理の迅速化が実現した。

お問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター [電話番号] 0120 - 366 - 440
交付申請先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 6651

両立支援等助成金について

- 1 労働者の仕事と家庭（主に育児・介護）の両立支援に取り組む中小企業事業主を支援する助成金制度です。
- 2 令和6年度は、次の7コースで支給申請を受付しています。
 - ①出生時両立支援コース
 - ②介護離職防止支援コース
 - ③育児休業等支援コース
 - ④育休中等業務代替支援コース
 - ⑤柔軟な働き方選択制度等支援コース
 - ⑥不妊治療両立支援コース
 - ⑦女性活躍加速化コース（経過措置）
- 3 助成金支給額は、各コース、助成金の種類ごとに異なります。
- 4 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
（「両立支援等助成金」でも検索可能）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 〔電話番号〕017 - 734 - 6651

令和6年秋頃、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます！

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年11月1日の施行を予定しています。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



お問い合わせ先：雇用環境・均等室 〔電話番号〕017 - 734 - 4211
関係資料：別添1（フリーランスの取引に関する新しい法律ができました）

職場における熱中症を予防しましょう
～令和5年に青森県でも熱中症が多発しています～

令和5年の青森県内における熱中症に係る労働災害（休業日数にかかわらず医療機関を受診した方）は、令和4年（43件）に比べ4倍以上の184人となっており、7月及び8月の発生が全体の約9割を占めています。

このため、準備を含め6月から9月までを取組期間、8月を重点月間と定め、

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

を展開します。

以下の具体的な実施事項にご留意いただき、一丸となって熱中症を予防しましょう。

【具体的な実施事項】

- (1) 熱中症について十分な知識がある者のうちから熱中症予防管理者を選任の上、暑熱環境や作業強度、労働者の体調等を適正に把握し、状況に応じた取組、対策を検討する。
- (2) WBGT値（暑さ指数）の把握は、日本産業規格に適合したWBGT指数計による随時把握を基本とし、身体作業強度等に応じたWBGT基準値に照らして評価し、当該数値が基準値を超え又超えるおそれがある場合は、簡易な屋根、通風・冷房設備等の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更など熱中症リスクの低減措置を図る。
- (3) 環境により、単独での作業を控え、熱中症予防管理者等は労働者の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。また、暑熱順化の適性が危惧される新規採用者等に対しては、計画的な暑熱順化プログラムを組む。
- (4) 労働者は、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について注意し、当日の朝食を適切に摂る。また、管理者は作業開始前及び作業中に労働者の健康状態の把握に努める。
- (5) 雇入れ時や新規入場時に熱中症のリスク等に係る重点的な教育を行うことに加え、日々の朝礼等の際に、作業環境に応じた教育を行う。
- (6) 体調不良が発生した場合の連絡・対応方法を定め、関係者へ周知する。また、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

[参考情報等]

厚生労働省（職場における熱中症対策）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁（気温予測情報など）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

お問い合わせ先：労働基準部健康安全課　〔電話番号〕017-734-4113

関係資料：別添2（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

令和6年度労働保険（労災保険・雇用保険）年度更新期間のご案内
— 申告と納付はお早めに —

◇申請期間◇ 令和6年6月3日（月）～令和6年7月10日（水）

◇申告書の書き方等について◇

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【労働保険年度更新に係るお知らせページ URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/roudouhoken21/index.html

◇お問い合わせ先◇

年度更新コールセンター

電話 0120 - 405 - 082（IP 電話・携帯電話からでもご利用になれます（通話料無料））

（開設期間） 令和6年5月30日（木）～7月19日（金）

（受付時間） 9時～17時まで（土・日・祝日を除く）

◇電子申請◇

電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

【労働保険電子申請特設サイト URL】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

お問い合わせ先：総務部労働保険徴収室 〔電話番号〕 017 - 734 - 4145

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」とし、「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行っております。

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

⇒詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33017.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 〔電話番号〕 017 - 721 - 2003

夏季における年次有給休暇の取得促進に努めましょう

《事業主の皆様へ》

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏、導入をご検討ください。
⇒詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

- 年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>
- 働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017 - 734 - 4211